

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成19年9月13日
【事業年度】	第58期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	旭精機工業株式会社
【英訳名】	ASAHI-SEIKI MANUFACTURING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 岡崎 道生
【本店の所在の場所】	愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地の1
【電話番号】	0561（53）3114
【事務連絡者氏名】	経理部長 桂川 孝司
【最寄りの連絡場所】	愛知県尾張旭市旭前町新田洞5050番地の1
【電話番号】	0561（53）3114
【事務連絡者氏名】	経理部長 桂川 孝司
【縦覧に供する場所】	旭精機工業株式会社東京支店 （東京都文京区湯島一丁目6番3号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目3番17号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第58期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

第6 提出会社の株式事務の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は____で表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視と企業価値の増大を経営の基本としつつ、企業活動を通じて顧客、取引企業、従業員、地域社会との関係を育み社会との密接な結びつきの中で法令等を遵守し、健全で透明性の高い経営を行うことを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスへの取り組みの強化と徹底に努めております。

（1）～（4）省略

（訂正後）

※コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主重視と企業価値の増大を経営の基本としつつ、企業活動を通じて顧客、取引企業、従業員、地域社会との関係を育み社会との密接な結びつきの中で法令等を遵守し、健全で透明性の高い経営を行うことを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付け、コーポレート・ガバナンスへの取り組みの強化と徹底に努めております。

（1）～（4）省略

（5）取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨定款に定めております。

（6）取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

（7）株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

当社は、自己の株式の取得について、経営環境の変化に対応した経営を行うため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨定款で定めております。

（8）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

第6【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

表 省略

(訂正後)

表 省略

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。